

仕 様 書

1 調達案件の名称

アイヌ施策課公用車借受

2 調達案件の数量

借受台数 2台

3 車種

軽乗用車（ハイブリッド車）、5ドア、4人乗り

4 規格

- (1) 総排気量 650 C C 以上
- (2) 駆動形式 四輪駆動
- (3) ミッション形式 オートマチック（C V T、電気式無段変速機を含む）
- (4) 全長 3,395mm以上
- (5) 全幅 1,475mm以上
- (6) 全高 1,510mm以上
- (7) 使用燃料 無鉛レギュラーガソリン
- (8) 色 ホワイト系又はシルバー系
- (9) 仕様 寒冷地仕様
- (10) 環境対応 平成30年基準排出ガス50%低減レベル以上、かつ、令和2年度燃費基準20%超過レベル以上を達成済

5 想定車両

スズキ アルト、スズキ ワゴンR、三菱e k クロス、三菱e k スペース

※あくまで規格を示す物品の例示であり、当該物品を指定するものではない

6 装備（借受け期間中1台につき）

- (1) A B S
- (2) エアバッグ（運転席・助手席）
- (3) エアコン
- (4) パワーステアリング
- (5) パワーウィンドウ
- (6) リヤワイパー
- (7) キーレスエントリー
- (8) A M / F M ラジオ
- (9) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤ（必要に応じて交換）

- (10) ワイパーブレード及びスノーワイパーブレード（必要に応じて交換）
- (11) スペアタイヤまたはパンク修理器具
- (12) スノーブラシ
- (13) スノーヘルパー
- (14) ヘッドレスト（前席及び後席）
- (15) フロアマット
- (16) ドライブレコーダー（前後 2 カメラタイプ）

ア 200 万画素以上であること。

イ 画像データについては、外部記憶媒体（SD カード等）を使用するものであること。なお、外部記憶媒体は受注契約者が用意すること。

ウ データの保管は、古い画像データから消去し自動的に上書きするものであること。ただし、急ブレーキや何らかの衝撃を受けた際に、常時録画とは別の上書きされない領域に自動的に保存するなど、緊急時のデータを残す機能があること。

エ ドライブレコーダーは、配線の見える場所を最低限にして設置の上、納車すること。

- (17) 標準工具一式
- (18) ガソリン

納車時には発注者及び受注契約者双方容器内 100%とする。

- (19) その他、上記に記載のないものについても、機能上当然必要なものは装備すること

7 借受期間

令和 6 年 9 月 1 日～令和 9 年 8 月 31 日（36 か月）の長期継続契約とする。

ただし、札幌市は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することができる。

なお、借受期間開始日までに納車が間に合わない場合は、本仕様と同等車種の代車を用意すること。

8 納入場所及び検査場所（履行場所及び車両配置）

次の(1)及び(2)に示す場所とする。納車日時・場所の詳細については、札幌市の指示に従うこと。契約期間中、札幌市において車両配置の変更が必要となった場合は、札幌市の指示に従うこと。

- (1) 札幌市アイヌ文化交流センター
札幌市南区小金湯 27 番地
- (2) 札幌市共同利用館
札幌市白石区本通 20 丁目南 1-56

9 保険加入等

- (1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、車両所有者の負担とする。
- (2) 車両所有者は、以下の任意保険（年齢無制限）に加入するものとする。

ア 対人保険	無制限
イ 対物保険	無制限（免責額なし）
ウ 搭乗者保険または人身傷害保険	1名につき、1,000万円以上
エ 無保険者傷害	1名につき、20,000万円以上
オ 車両保険	時価（免責額なし）

（自損、盗難等においても全額免責。札幌市の負担が一切ないもの）

カ 交通事故賠償関係示談サービス付
キ ロードサービス特約付
ク 公用車割引、フリート付のこと
- (3) 車両所有者は、任意保険証書の写しを車検証に添付すること。
- (4) 代替車の場合も同条件であること。

10 維持管理

- (1) メンテナンス契約とし、必要とする経費のうち、賃借料を除いては、燃料代及びパ
ンク修理代のみを札幌市の負担とし、これら以外は車両所有者の負担とする。
- (2) ウィンドウォッシャー液については、車両所有者が各車両に予備を搭載し、必要に
応じ追加すること。
- (3) 自然磨耗・故障等は、札幌市の指示に従い車両所有者が交換・修理等を行い、常に
良好な状態に保つこと。
- (4) 車検及び定期点検（最低6か月毎）並びに修理は車両所有者が確実に行い、オイル
等油脂類は十分に補充すること。

なお、点検にかかる日程調整、メンテナンス工場への入庫及び(5)代替車の引渡は
車両所有者が行うこと。
- (5) 定期点検、故障・事故修理、車両盗難の際は、車両所有者が同等条件の代替車を用
意すること。
- (6) 夏タイヤ・スタッドレスタイヤの保管については、車両所有者が行うこと。
- (7) 夏タイヤ・スタッドレスタイヤの組替えに当たっては、車両所有者が日程の調整を
行い、札幌市の指示に従うこと。

なお、使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも安全
走行に耐えない磨耗または劣化が認められる場合にはすみやかに交換を行うこと。
- (8) 車庫証明等登録に係る事務については、車両所有者が行うこと。
- (9) 車両配置の変更に伴う車両の移動及び車庫証明等登録に係る事務については、車両
所有者が行うこと。ただし、事務等に係る経費は、札幌市の負担とする。

11 リース車両全損時の扱い

当該車両に係る契約は解除し、滅失分の台数、金額を減じたうえで改定契約を締結す

る。その際、途中解約に係る精算は一切行わない(過失の有無に関わらず)。

12 登録費用及び租税公課

登録費用及び租税公課については車両所有者の負担とし、登録に必要となる諸手続(車庫証明等を含む。)についても車両所有者が行うこととする。

13 租税公課・リース料率変更時の取扱い

リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でも、リース料金については一切変更を行わない。

14 走行距離

1台当たり年間4,000～5,000kmと想定されるが、これを超過した場合でもリース料の精算は行わない。

15 その他

車両所有者は、札幌市と借受期間満了後における借受物品の処分について必ず協議するものとする。

仕様書に定めている事項に該当しないものについては、双方で協議するものとする。

16 担当(仕様に関すること)

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課企画係

TEL: 011-211-2277 (札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 13階南側)